

京都市告示第276号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年8月10日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
塩小路通	下京区上之町14番地の46地先から	旧	メートル 57.00	メートル 12.00 ~ 44.50
	同町16番地の5地先まで	新	57.00	18.20 ~ 40.00
八条通	下京区西之町111番地地先から	旧	41.90	7.50 ~ 7.55
	南区東九条西岩本町17番地の1地先まで	新	41.50	7.55 ~ 38.00
河原町通	下京区上之町15番地の15地先から	旧	354.50	7.10 ~ 41.00
	南区東九条西岩本町17番地の1地先まで	新	361.40	24.50 ~ 57.50
崇仁緯11号線	下京区上之町15番地の8地先から	旧	32.20	1.55 ~ 3.20
	同区下之町22番地の4地先まで	新	32.00	3.96 ~ 5.20

(建設局土木管理部道路明示課)